

ひと咲きまち咲きあまがさき創生本部設置要綱

（目的）

第1条 本市では人口の減少傾向が続いており、少子・高齢化も同時に進行している。こうした状況は、地域活力の低下だけでなく、地域経済・財政にも大きな影響があることから、人口減少を抑制し、人口の年齢バランスを良好に保っていくことが必要である。

国においては、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）を制定し、人口減少や地方創生に取り組む姿勢を打ち出したところである。

本市においても、こうした取組を進めることにより持続可能な都市を目指していくため、「ひと咲きまち咲きあまがさき創生本部」（以下「創生本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 創生本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- （1） まち・ひと・しごと創生法（以下「法」という。）に定める「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に関すること
- （2） 法に関する全市レベルの課題について検討すること
- （3） その他目的達成のため必要な事項

（組織）

第3条 創生本部は、座長、副座長及び委員をもって組織する。

2 座長は市長、副座長は両副市長をもって充てる。

3 委員は、前項に規定するもののほか、教育長、顧問、局長（尼崎市事務分掌条例（昭和42年尼崎市条例第16号）第1条に規定する局の長、医務監、消防局長、水道事業管理者、自動車運送事業管理者、議会事務局長並びに市長が特に指定する8級の職員をいう。以下同じ）をもって組織する。

（職務）

第4条 座長は、創生本部を代表し、創生本部の事務を総理する。

2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が定める順序に従いその職務を代理する。

（会議）

第5条 創生本部は、必要に応じて座長が召集し、会議の議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、創生本部に委員以外のものの出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第 6 条 創生本部は、これを公開する。ただし、尼崎市情報公開条例（平成 16 年尼崎市条例第 47 号）第 7 条各号に掲げる情報が審議の対象となる案件の会議については、これを公開しないことが出来る。

2 創生本部の傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項、その他傍聴について必要な事項は、別に定める。

(部会)

第 7 条 創生本部は、所掌事務に関するデータ分析及び具体的事項を協議し、調整するため、関係職員による部会（以下「部会」という。）を設置できるものとする。

2 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長及び部会員は、座長が指名した者をもって構成する。

4 第 4 条第 1 項、第 5 条及び第 9 条の座長の権限に関する規定は部会長に準用する。

(庶務)

第 8 条 創生本部の庶務は、企画財政局政策部まちづくり企画・調査担当において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、創生本部の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

付則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 12 月 17 日から施行する。